

社会資本整備審議会の河川分科会は「淀川水系の河川整備基本方針策定」のための議論をはじめた。全国で109ある1級河川で31水系は基本方針が定められた。07年度中に全水系を決めることが目標とのことだ。

吉野川の基本方針は住民投票で「可動堤」反対の総意を無視し「吉野川の河川整備基本方針の原案」を同審議会は承認した。即ち「可動堤」は建設される選択肢が残っているのだ。

淀川水系流域委員会が今まで調査・検討したことまた、近畿地方整備局が7月1日に出した「方針」や「計画内容」は当審議会で参考にされるのか。委員会の権威・見識は中央にて尊重されるのか？

大戸川のダムは「当面実施しない」等は当審議会でどう決められのかはあやふやだ。「地方のことは地方で」とは小泉総理が日頃口に出されることだ。淀川の事は地元で決めた方が適切ではないだろうか。武庫川の計画づくりは同流域委員会が基本方針を作ると有る。なにか二重の機構で無駄な時間・会議のように思える。

門馬 三郎